



報道機関 各位

記者発表資料

令和2年12月8日（火）

問い合わせ先：人権政策・男女共同参画課

課長：榊原

担当：北村

電話：829-1132

内線：2373

## 新型コロナウイルス感染症に関連しての誤解や偏見に基づく差別に関する 相談窓口を設置します

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、そのご家族、医療従事者、エッセンシャルワーカー等に対して誤解や偏見に基づく差別やいじめなどといった情報が散見されていることから、本市においても、新型コロナウイルス感染症に関連しての誤解や偏見に基づく差別に関する相談窓口を以下のとおり設置し、電話による相談を開始いたします。

### 1 概要

設置場所	市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課執務室内
専用電話番号	048-829-1230
FAX番号	048-829-1969
電話相談時間	午前8時30分から午後5時15分まで (土日、祝日、年末年始を除く)
開始日	令和2年12月10日（木曜日）

### 2 対象

さいたま市民（市内在住、在学、在勤）の方で、当該感染症を理由に差別的な言動を受けた方

### 3 相談について

お話をお聞きし、相談内容に応じて他の専門相談や他機関の窓口等を紹介することがあります。